

Mito Pay 加盟店募集要項

三豊市は、市民生活への経済的支援と消費喚起を目的とし、市民及び本市を訪れる観光客による域内消費を促すほか、地域経済の活性化及び市のデジタル化の推進を図るため、市内の店舗等で利用できる Mito Pay マネー（以下、マネー）及び Mito Pay ポイント（以下、ポイント）を発行します。本事業の実施にあたり、Mito Pay を使用できる店舗（以下、加盟店）を募集します。

1 Mito Pay マネーについて

- 1) 名 称 三豊市デジタル地域マネー「Mito Pay マネー」
- 2) チャージ単位 1,000 円単位で可能
- 3) チャージ上限 10 万円 ※1 回のチャージによる上限額は 4 万円
- 4) チャージ期間 令和 5 年 5 月 15 日（月）～
- 5) 利 用 期 間 令和 5 年 5 月 15 日（月）～
- 6) 利 用 単 位 加盟店で 1 マネーからご利用可能

2 Mito Pay ポイントについて

- 1) 名 称 三豊市デジタル地域ポイント「Mito Pay ポイント」
- 2) 付 与 率 100 マネーの利用につき、1 ポイント付与（1%）
- 3) ポイント交換 たまったポイントは、アプリ内で 1 ポイント = 1 マネーに交換が可能
- 4) 有 効 期 限 付与された年度の 3 月末日まで
- 5) そ の 他 ポイントは、行政給付や消費キャンペーン等での付与を想定している。
キャンペーンにおけるポイントは、利用期限の異なるものやマネーへの変換はできず直接利用のみできるもの等、条件付きのポイントの発行も想定をしている。

3 Mito Pay マネー・ポイントの利用対象にならないもの

- 1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 2) 公序良俗に反するもの
- 3) その他、各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

4 決済方法について

決済方法については、次の手順となる。①利用者がアプリ上でマネー及びポイント画面の「読み取り」を押し、店舗に設置されている QR コードを読み取る②購入金額を入力③加盟店が金額を確認④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す⑤支払完了画面を確認

5 加盟店について

加盟店とは、Mito Pay マネー及び Mito Pay ポイントを利用できる店舗のことをいう。

加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用者が決済時に読み取るための「QR コード」や、ポスター等の販促物を事務局より送付するので、店舗の見やすい所に設置をすること。また、加盟店登録は店舗毎に登録すること。

6 売上金の振込と決済手数料について

マネー及びポイントで決済した金額に対し、加盟店には、月 2 回売上金の振込を行う。毎月 1～15 日分は月末振込、16 日～月末分は翌月 15 日振込とする。ただし、月末及び 15 日が土日祝日の場合は、その翌日を振込日とする。

また、加盟店は決済手数料として、決済金額の 1.5%(税込)を負担すること。決済手数料は、売上金の振込時に、対象期間の決済金額合計に対し、1.5%を差引いた額を口座振込することで徴収する。徴収した決済手数料は利用者への付与ポイント原資と Mito Pay アプリの継続的な運営等のために活用する。

7 加盟店の要件

三豊市内に店舗（移動販売店舗も可）を有する個人または法人であり、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができる。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団に関する者
- 2) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者

8 加盟店の遵守事項

- 1) 販促物等を目立つ場所に表示をすること
- 2) 本事業におけるキャンペーン情報等の周知において協力すること
- 3) 売上の詳細については、加盟店専用の WEB サイトか加盟店アプリで確認をすること。利用マニュアルは加盟店登録後の送付物に同封する。

9 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、「Mito Pay」アプリに関わらず、売上に係る資料の提出などを求める場合がある。

10 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、Mito Pay 専用ウェブサイト内の「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【加盟店申込みフォーム】 https://mitopay.jp/mailform/kameiten_form.html

- 1) 申込開始日：随時 ※加盟店の登録には、事務局の営業日で数日かかることがある。
- 2) 申込方法：上記ウェブサイトによる電子申請
- 3) その他：加盟店登録済店舗の中で、営業実態が確認できない(閉店や電話連絡等が取れない)場合は、事務局が加盟店から削除する。登録内容については、三豊市デジタル通貨事務局（三豊市 DX 推進プロジェクト）や協力団体である三豊市商工会と情報を共有する。

11 お問い合わせ先

三豊市デジタル通貨事務局

0570-06-8888（平日 9:00～17:00 土日祝及び 12/29～1/3 を除く）

三豊市 政策部 産業政策課

0875-73-3012

令和 3 年 7 月 5 日制定

令和 4 年 4 月 2 8 日改定

令和 5 年 4 月 1 5 日改定